⑶　第１号　３⑶に同じ
⑷　⑵②㋐「現場接合部の品質確保に係わる具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
⑸　第１号　３⑸に同じ
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号　４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号　４⑹に同じ
①～②　第１号　４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年８月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年８月８日10時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。
５　その他
⑴～⑬　第１号　５⑴～⑬に同じ
⑭　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑮～⑱　第１号　５⑮～⑱に同じ
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Wangan Expressway Honmoku area viaduct No. 6.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年５月 15 日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　猪熊　康夫
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東海北陸自動車道　軽岡トンネル他１トンネル工事
⑶　工事場所　自）岐阜県高山市荘川町
至）岐阜県高山市荘川町
⑷　工事内容　本工事は、東海北陸自動車道における、トンネル掘削工事２ヶ所を含む延長3,268m（土工量約23万㎥を含む）の土木工事である。
⑸　工事概算数量
延長　3,268m
トンネル　２箇所（軽岡トンネル2,752m、スゲ畑トンネル110m（下り線））
土工量　23万㎥（うちトンネルずり量22万㎥）
橋梁下部工　（日計平橋）
橋台２基
橋脚３基
⑹　工期　契約締結の翌日から1,500日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約30,000㎥
鉄筋　約420ｔ
ロックボルト　約30,000本
鋼アーチ支保工　約1,300基
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画(以下「施工計画」という。)をいう。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式（受託工事に関わる部分は除く。詳細は入札説明書を参照）の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)
２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）であること。以下同じ。)であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(記２⑵の再認定を受けた者を除く)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上が延長2,200m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。)
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で延長1,100m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。)
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。